

(案)

上山市告示第 号

かみのやま地域おこし協力隊員設置要綱を次のとおり定める。

令和 年 月 日

上山市長 山 本 幸 靖

かみのやま地域おこし協力隊員設置要綱

(趣旨)

第1条 地方の暮らしに興味を持ち、地域おこし活動に意欲のある人材を地域外から積極的に受け入れ、新たな視点により、本市の自然・文化・人材を再発見し、地域資源の活用や地域振興策を提案実施してもらうことで、地域力の維持及び強化を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号）に基づき、かみのやま地域おこし協力隊員（以下「協力隊員」という。）の設置に関し、上山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行に関する規則（令和2年規則第16号）、上山市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年規則第17号）、上山市財務規則（平成7年規則第18号）及び上山市業務委託契約約款（平成14年告示第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 任用型協力隊員 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、市長が会計年度任用職員として任用し、市と雇用関係を締結する協力隊員をいう。
- (2) 委託型協力隊員 前条に規定する目的を達成するための活動を行うに当たり、市長が委嘱し、市と業務委託契約を締結する協力隊員をいう。

(資格)

第3条 協力隊員の資格は、次のとおりとする。

- (1) 三大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を本市に移し、住民票を異動させた者
- (2) 心身ともに健康で、誠実に職務ができる者
- (3) 地域住民と協力し「元気なかみのやま」の実現のため意欲的に行動できる者
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者
- (5) 普通自動車運転免許を有している者又は任用、委嘱期間中に免許取得を行う者
- (6) パソコン（ワード、エクセル、メール等）の操作ができる者
- (7) そのほか活動任務に応じ必要な技能、意欲を持つ者

(任用又は委嘱)

第4条 協力隊員は、前条の資格を有する者のうちから市長が任用又は委嘱する。

(任用期間又は委嘱期間)

第5条 協力隊員の任用期間又は委嘱期間は原則1年以内とし、当該年度末日までとする。

- 2 任用型協力隊員の任用期間は、活動実績に基づく能力の実証により、市長が必要と認める場合は、公募によらない再度の任用を行うことができる。
- 3 委託型協力隊員の委嘱期間は、活動実績に基づく能力の実証により、市長が必要と認める場合は、公募によらない再度の委嘱及び業務委託契約を締結することができる。
- 4 前第2項及び第3項の規定により協力隊員を再度任用又は委嘱する場合であっても任用期間又は委嘱期間が通算で3年を超えることはできない。
- 5 協力隊員としてふさわしくないと市長が判断した場合には、任用又は委嘱を取り消すことができる。

(活動内容)

第6条 協力隊員は、地域力の維持及び活性化に資する活動を行う。

(活動内容の周知)

第7条 協力隊員は、自身の活動内容について、積極的な周知を行うとともに、要請があったときは、活動報告会等の開催により、地域住民へ周知しなければならない。

(任用型協力隊員の活動時間)

第8条 任用型協力隊員の活動時間は、1週間当たり35時間以内とし、市長が定めるところによる。

(委託型協力隊員の活動時間)

第9条 委託型協力隊員の活動時間は、調達の際の仕様に定める。

(任用型協力隊員の活動に要する経費等)

第10条 任用型協力隊員には、市が住居及び活動用車両を借り上げ予算の範囲内で貸与する。ただし、欠勤時の住居費用については隊員個人の負担とする。

- 2 任用型協力隊員には、市がパソコン、プリンター等を予算の範囲内で貸与する。
- 3 任用型協力隊員の活動用車両に要する燃料等は、市が予算の範囲内で支給する。
- 4 その他、任用型協力隊員の活動に要する経費については、市が予算の範囲内で負担する。

(委託型協力隊員の活動に要する経費等)

第11条 委託型協力隊員には、市がパソコン等を予算の範囲内で貸与する。

- 2 その他、委託型協力隊員の活動に要する経費については、別に定める要綱に基づき補助金を交付する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。